

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 28 日

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛
同 今 村 嘉 昭

令和元年度実施監査結果

第 1 監査の概要

1 監査の対象

平成 30 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び老岐病院

2 監査実施日

予備監査 令和元年 6 月 26 日～令和元年 10 月 9 日

委員監査 令和元年 10 月 10 日～令和元年 11 月 13 日

3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛
同 今 村 嘉 昭

第2 監査の結果

1 意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

(2) 個別事項

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、令和元年9月には、「再編・統合の議論が特に必要」として424の公立・公的病院リストを公表し、対象となっている病院の取り扱いについて、早期に結論を出すよう、地域での十分な議論を求めている。病院企業団としても、今後の地域での議論も踏まえ対応していく必要がある。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定等の影響もあり、5カ年度連続して経常損益での黒字を確保していたが、平成27年度以降は経常損益で赤字となり、平成30年度は基幹病院を中心に入院収益が減少したことによる医業収益の減少に加え、給与費の増加に伴う医業費用の増加があったことから、経常損益の赤字が増加した。また、平成26年度以降、純損失を計上しており、平成30年度末未処分利益剰余金が1,489,285千円となっている。このままでは、2年後には累積欠損金を計上することが予想され、経営改善が急務である。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、平成28年度に策定し

た「長崎県病院企業団第2次中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」達成に向け、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

さらに、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取り組みを行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。また、地域住民に経営実態を知ってもらい、自分達が地域の病院を支えるという意識を持ってもらうことも必要である。

② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力的に推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 106,733 千円で、前年度末に比し 5,487 千円減少（対前年度比 4.9%減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成29年央に70%以上にするとともに、平成30年度から令和2年度末までの間のなるべく早い時期に80%

以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成30年度は企業長の職務目標として85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、平成30年度末の実績は数量ベースで70.7%（前年度数量ベース67.9%）となり目標を達成できなかった。

DPC対象病院においては、目標を達成しているが、それ以外の病院では、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されているとは言い難い。できる限り多くの業者が参加できるように入札の方法を検討する必要がある。

また、医療機器の保守契約においても、使用頻度を考慮した契約内容とする等、経費節減の努力が必要である。

事務処理の誤りについては、まだ、軽微な誤りが見受けられる。契約事務マニュアルに沿った手続きの徹底や令和元年度に導入したチェックリストを活用し、チェック体制の強化を図る必要がある。

2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図りたい。

【精神医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、電話連絡、催告を定期的実施している。今後とも新たな未

収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 小切手について

書損により廃棄した小切手に付けた番号は、使用してはならないが使用していた。適正に処理すること。

【島原病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少しているものの、不納欠損処分による減を除くと増加している。未収金の回収については、電話連絡、督促、家庭訪問を定期的に行っているが、平成29年度に新たに発生した金額が、平成28年度以前発生分の回収分を上回っている。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

契約保証金の免除に関わる書類について、適正な履行完了の確認がなされていなかった。

備品の購入に関して、契約に工事が含まれていたが契約書に収入印紙が貼付されていなかった。適正に処理すること。

院内保育園の契約は金額に変動があり、長期継続契約にはなじまないため、債務負担行為を設定すること。

3. 小切手について

小切手振出通知書の渡先氏名に記載がないものがあつた。適正に処理すること。

【五島中央病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、計画的に電話連絡、催告、家庭訪問を実施している。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。また、督促については、半年以上未収の者からを対象としているが、円滑な未収金回収を図るため、できるだけ速やかに督促等を行うこと。

2. 契約事務について

血液浄化装置及び医事会計システムソフトウェア構成（奈留医療センター分）の固定資産契約に際し、予定価格が予定額を超えた金額で設定されていた。適正に処理すること。

3. 小切手について

小切手振出済通知書に、会計名、指図禁止、企業出納員名の記載及び企業出納員の公印の押印がされていなかった。小切手振出済通知書には、会計名、指図禁止、企業出納員名の記載及び企業出納員の公印の押印を行うこと。

【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると増加している。未収金の回収については、口頭による督促のみである。今後、計画的に文書通知などを行うことにより、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

昇降機保守点検業務委託及び細胞診検査業務委託で予定額を超えた金額で契約を締結していた。

昇降機保守点検業務委託の契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

浄化槽保守管理業務委託で見積執行通知書を出す前に受け付けた見積書で見積決定をしていた。適正に処理すること。

【富江病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると増加している。

今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。

2. 契約事務について

契約書に契約締結日が記載されていないものがあった。

予定価格調書の封筒が封印されていないものがあった。

医用画像情報システム保守業務及び清掃業務の委託契約で予定価格が予定額を超えた金額で設定されていた。

全身用 X 線 C T 診断装置保守業務委託の契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

清掃業務委託で入札にすべき金額にもかかわらず、2 者の見積合わせで業者を決定していた。適正に処理すること。

3. 預り金の残高確認について

預り金整理簿を手入力で作成しているが、残高が試算表と一致していない。預り金整理簿は、財務会計システムから出力されるものを使用し、残高は試算表と確認すること。

【上五島病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較すると減少している。

未収金の回収については、電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施している。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

空調設備の修繕について契約額が 100 万円を超えていたが、予定価格調書、契約書が未作成だった。

委託契約の契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。

眼科手術用ハンドピースの購入において、契約書に甲乙両方の押印がなかった。

病理解剖室備品一式の購入において、契約書上、納期が平成 30 年 3 月 31 日となっており、その後、納期延長等の変更にかかる変更契約書を締結せず、実際の納期が平成 30 年 5 月 23 日となっていた。

適正に処理すること。

3. 介護認定審査会参加報酬の取り扱いについて

介護認定審査会参加報酬を“その他”の項目として職員に支給している。介護認定審査会の参加報酬については病院収入とし、職員には時間外手当を適正に支給すること。

【上五島病院附属診療所川医療センター】

1. 介護認定審査会参加報酬の取り扱いについて

介護認定審査会参加報酬を“その他”の項目として職員に支給している。介護認定審査会の参加報酬については病院収入とし、職員には時間外手当を適正に支給すること。

【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると減少しているものの、不納欠損による減少のみで、現金の回収実績はない。

未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。

【対馬病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると増加している。未収金回収委員会を定期的を開催し、家庭訪問などを実施しているが、平成29年度に新たに発生した金額が、平成28年度以前発生の回収分を上回っている。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. たな卸しについて

立会者の記載がない。立会者を指定し、たな卸し集計表に立会者の記名押印を記載すること。

給食材料のたな卸しがされていない。給食材料についてもたな卸しを実施すること。

3. 契約事務について

伺いの起案書類で予定価格の積算根拠が不明確なものがある。積算根拠がわかるようにしておくこと。

【上対馬病院】

1. 契約事務について

契約書に印紙が貼付されていないものが見受けられる。不要な契約書と必要な契約書があるが、請負契約書には必要なので業者にも確認し適

切に対応すること。

参考見積もりが適正に徴取されていないと思われる事例がある。修繕については修繕伺い時に参考見積もりを取り予定価格を算出し、その後見積もり徴取すること。

【嵯峨病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、来院時の面談、電話連絡、文書通知、家庭訪問を実施している。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. たな卸しについて

実施日、実施者、立会者の記載がない。各部門におけるたな卸し集計表に実施日、実施者及び立会者を記載し、実施者及び立会者については押印すること。

給食材料のたな卸しがされていない。給食材料についてもたな卸しを実施すること。

3. 契約事務について

伺いの起案書類で予定価格の積算根拠が不明確なものがある。積算根拠がわかるようにしておくこと。

3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

- ・精神医療センター 3件
- ・島原病院 2件
- ・五島中央病院 1件
- ・奈留医療センター 4件
- ・富江病院 4件
- ・上五島病院 2件
- ・有川医療センター 1件
- ・奈良尾医療センター 3件
- ・対馬病院 2件

- ・ 上対馬病院 1 件
- ・ 壱岐病院 2 件

第 3 長崎県病院企業団基金運用状況

1 監査の対象

平成 30 年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金及び長崎県病院企業団応援寄附基金

2 基金運用の概要

1. 長崎県の離島医療を担う人材育成基金

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成 25 年 4 月 1 日に設置されたもの

2. 長崎県病院企業団応援寄附基金

この基金は、長崎県病院企業団において、医療に従事する人材の確保・育成や医療機器の整備等を行い、高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成 31 年 1 月 1 日に設置されたものである。

3 意見

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

4 指摘事項等

- ・ 特になし